

薬物依存に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十二年八月四日

櫻井 充

参議院議長 斎藤 十朗殿

薬物依存に関する質問主意書

現在薬物依存者が増えており、このことに対する政府の対策について質問する。

一 現在まん延している薬物には、どのような種類があり、実態はどのような名称で呼ばれ、流通しているのか。

二 薬物依存者の人数はどの程度と認識しているのか。また、薬物依存者が使用した薬物の中で最も多い薬物は何か。

三 なぜ薬物依存になる人が増加しているのか。社会的背景に問題があるとも考えられるが、政府はどのように認識しているのか。

四 薬物依存は薬物犯罪を引き起こす大きな要因ではあるが、反面薬物による被害の結果とも考えられる。したがって、薬物依存を治療すれば良くなる例もあり、薬物犯罪の防止にもつながる。薬物依存から立ち直った人はどの程度いると認識しているのか。

五 薬物依存者の裁判の場合、アメリカでは日本とは異なり、裁判において刑務所に入るか、社会復帰施設に入るのかを決定する。日本においても薬物依存者の更生システムを新たに構築すべきと考えるが、政府

の考えを示されたい。

六 現在我が国には「ダルク」という薬物依存者のための社会復帰施設があるが、このような施設はほかにあるか。また、このような施設を国で作るべきではないか。「ダルク」のような民間施設は資金繰りに苦勞しているが、このような施設を薬物依存者の社会復帰施設のモデルケースとしてとらえ、補助金を支給すべきではないかと考えるが、政府の考えを示されたい。

七 政府は薬物依存撲滅のために、そして薬物依存者の社会復帰のためにどのような対策を講じてきたのか。また今後どのような対策を講ずるつもりか。

右質問する。